

(別紙)

諮問番号：平成30年度諮問第3号

答申番号：平成30年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成29年12月8日、生活困窮者住居確保給付金支給申請書により、福祉事務所長委任規則（昭和37年規則第21号）第1号ト(イ)に基づき神戸市長から生活困窮者住居確保給付金の決定についての委任を受けた神戸市兵庫福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第5条第1項及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第13条に基づき、生活困窮者住居確保給付金の支給の申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 審査請求人は、平成29年12月26日、処分庁に対し、入居住宅に関する状況通知書を提出した。
- 3 処分庁は、審査請求人に対し、平成30年1月9日付け神戸■■■■■■■■号住居確保給付金支給決定通知書により、生活困窮者住居確保給付金の支給額を月額■■■■■■円、支給期間を平成29年12月（平成29年12月家賃相当分）から平成30年2月（平成30年2月家賃相当分）までとする、支給決定処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 審査請求人は、平成30年2月11日、本件処分の取消しを求める審査請求

をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

- (1) 本件処分は、雇用保険給付課にて平等な処理がなされなかったために発生した。失業保険給付日数は240日であり90日ではないから違法である。
- (2) 本件処分は、平成29年10月頃より社会福祉協議会及びくらし支援窓口にて申請処理を行っており、平成29年11月に遡及を行うものであるから違法である。

2 審査庁

本件審査請求については、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却すべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人は、本件処分に当たり平等な処理がなされていないと主張するが、その具体的な内容は不明であるうえ、本件処分が行われるに当たり平等な処理がなされなかったことを窺わせる事情も見当たらない。
- (2) また、審査請求人は、平成29年10月頃より社会福祉協議会及びくらし支援窓口にて申請処理を行っていたことから、平成29年11月の家賃相当分から支給決定をすべきであるという趣旨の主張をしている。この点、法及び規則には生活困窮者住居確保給付金の支給決定処分を行う場合の支給開始月について明記されていないものの、地方自治法（昭和29年法律第74号）第245条の4の規定に基づく技術的助言であるところの事務マニュアル及びこれに基づく事務の手引きでは、現に住宅を賃借している者にとっては、

申請日の属する月に支払う家賃相当額から支給を開始するものとされている。審査請求人は、本件申請の時点で現に住宅を賃借していたところ、平成29年12月8日に本件申請を行ったため支給開始月は同年12月の家賃相当分からとなるのであり、支給開始月を同年11月の家賃相当分からとすべきであるとする審査請求人の上記主張には理由がない。

第5 調査審議の経過

平成30年7月24日 第1回審議
平成30年8月7日 第2回審議
平成30年8月28日 第3回審議
平成30年9月21日 第4回審議
平成30年10月19日 第5回審議
平成30年11月20日 第6回審議

第6 審査会の判断

- 1 審査請求人は、本件処分に当たり平等な処理がなされていないと主張するが、その具体的な内容は不明であるうえ、本件処分が行われるに当たり平等な処理がなされなかったことを窺わせる事情も見当たらない。
- 2 また、審査請求人は、平成29年10月頃より社会福祉協議会及びくらし支援窓口にて申請処理を行っていたことから、同年11月の家賃相当分から支給決定をすべきであるという趣旨の主張をしている。

この点、法及び規則には生活困窮者住居確保給付金の支給決定処分を行う場合の支給開始月について明記されていないものの、地方自治法第245条の4の規定に基づく技術的助言であるところの事務マニュアル及びこれに基づく事務の手引きでは、現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当額から支給を開始するものとされており、このような取扱いは法及び規則の解釈として不合理とはいえない。

本件においては、審査請求人が処分庁に提出した生活困窮者住居確保給

付金支給申請書の日付けは同年12月8日付けであり、それ以前に申請された事実を示す証拠は提出されておらず、同年10月に処分庁に対し、生活困窮者住居確保給付金の申請があった事実は認められない。

したがって、支給開始月を同年11月の家賃相当分からとすべきであるとする審査請求人の上記主張には理由がない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之